

誓 (表) 約 書

200円の収入印紙を貼り、消印してください。

年 月 日

古河市長 宛て

住所
氏名 (印)
(電話番号:)

次の市営住宅の入居については、古河市市営住宅条例及び古河市市営住宅条例施行規則に基づく指示等を守ることを誓約します。

入 居 住 宅	住宅名	住戸番号	号
	所在地		
	家賃	敷金	円

上記市営住宅についての家賃等の債務その他の義務を、入居者と連帯して履行します。

連 帯 保 証 人	
住 所	
フリガナ氏名	(年 月 日 生) (印)
電話番号	
極 度 額	円
勤 務 先	名 称
	所 在 地 (電話番号:)
入居者との関係	

注意事項 提出に当たっては、裏面をお読みください。

(裏)

遵守すべき事項

- 1 入居者は、家賃を毎月25日(月の途中で明け渡す場合は明け渡す日)までに納付すること。
- 2 入居者は、毎年度、別に定める期日までに、収入を申告すること。
- 3 入居者は、次の場合は、市長の承認を受けること。
 - (1) 入居の際に同居した親族以外の者を同居させるとき。
 - (2) 名義人が死亡し、又は退去した場合において、同居していた者(古河州市営住宅条例施行規則第6条第1項で定める者に限る。)が引き続き当該市営住宅に居住することを希望するとき。
 - (3) 連帯保証人を変更しなければならないとき。
 - (4) 住宅の様様替え等をしようとするとき。
- 4 入居者は、次の場合は、市長に届け出ること。
 - (1) 同居者に異動があったとき。
 - (2) 市営住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
 - (3) 市営住宅を返還しようとするとき。
- 5 入居者は、古河州市営住宅条例第34条第1項又は第43条第1項の規定により明渡しの請求を受けたときは、市営住宅を明け渡すこと。

(明渡し請求を受けることとなる事例)

 - (1) 古河州市営住宅条例第33条の規定により、市長から高額所得者と認定されたとき。
 - (2) 不正な行為により入居したとき。
 - (3) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (4) 市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
 - (5) 正当な理由によらないで引き続き15日以上市営住宅を使用しないとき。
 - (6) 周辺の環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (7) 当該市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
 - (8) 入居者又は同居者が暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員をいう。)であることが判明したとき。
- 6 連帯保証人は、次の場合は、入居者と連帯して債務を負担すること。
 - (1) 入居者が家賃を滞納したとき。
 - (2) 入居者が住宅の明渡しに際し、その負担すべき原状回復費用を支払わなかったとき。
 - (3) その他入居者の行為に基づき市に損害を与えたとき。

注意事項

- 1 入居者及び連帯保証人の印は、印鑑登録をしてある印鑑を使用してください。
- 2 入居者及び連帯保証人の印鑑証明書(発行後3月以内のものに限る)を添付してください。
- 3 連帯保証人は、次の条件に当てはまる必要があります。
 - (1) 独立の生活を営んでいること。
 - (2) 極度額を保証できる者であること。
 - (3) 市内に居住し、若しくは勤務する者又は入居者の親族であること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 4 連帯保証人の所得証明書(所得金額の記入があるもの)又は固定資産税納税証明書(いずれも発行後3月以内のものに限る。)を添付してください。
- 5 記載事項に異動があったときは、所定の手続を執ってください。